

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	19	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	土壤汚染対策法施行規則	根拠条項	第3条第3項	許認可等の内容	土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類のお知らせ	
土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) (土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握) 第三条 土壤汚染状況調査を行う者 (以下「調査実施者」という。) は、土壤汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。 2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類 (特定有害物質の種類が別表第一の上欄に掲げるものである場合にあつては、当該特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとする。) について、土壤その他の試料の採取及び測定 (以下「試料採取等」という。) の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。 一 次項の規定により都道府県知事から通知を受けた場合 当該通知に係る特定有害物質の種類 二 法第四条第三項又は法第五条第一項の命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類 三 申請に係る調査 (法第十四条第二項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。) を行う場合 同条第一項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類 3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項又は第八項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、土壤汚染状況調査の対象地において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。 4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。 5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。 〔略〕						